

# 美濃市地域防災計画

## 【原子力災害対策編】

令和6年3月

美濃市防災会議

# 目次

<b>第 1 章 総則</b> .....	<b>1</b>
第 1 節 計画の目的 .....	1
第 2 節 計画の性格 .....	1
第 3 節 計画の周知徹底 .....	1
第 4 節 計画の基礎とすべき災害の想定 .....	2
<b>第 2 章 原子力災害事前対策</b> .....	<b>6</b>
第 1 節 情報の収集・連絡体制等の整備 .....	6
第 2 節 通信手段の確保 .....	7
第 3 節 組織体制等の整備 .....	7
第 4 節 長期化に備えた動員体制の整備 .....	7
第 5 節 広域防災体制の整備 .....	8
第 6 節 緊急時モニタリングへの協力体制の整備 .....	8
第 7 節 屋内退避等の活動体制の整備 .....	8
第 8 節 原子力災害医療活動に係る体制整備 .....	9
第 9 節 飲食物の摂取制限等に関する体制の整備 .....	9
第 10 節 防災業務関係者の安全確保に必要な資機材等の整備 .....	9
第 11 節 住民への情報提供体制の整備 .....	9
第 12 節 原子力防災に関する住民に対する知識の普及 .....	10
第 13 節 防災訓練の実施 .....	10
第 14 節 防災業務関係者の人材育成 .....	10
第 15 節 市内における核燃料物質等の運搬中の事故に対する防災体制整備 .....	11
<b>第 3 章 緊急事態応急対策</b> .....	<b>12</b>
第 1 節 通報連絡、情報収集活動 .....	12
第 2 節 活動体制の確立 .....	12
第 3 節 防災業務関係者の安全確保 .....	14
第 4 節 緊急時モニタリング活動 .....	14
第 5 節 屋内退避、避難等の防護活動 .....	14
第 6 節 要配慮者等への配慮 .....	17
第 7 節 原子力災害医療活動 .....	17
第 8 節 飲物の摂取制限、出荷制限等 .....	18
第 9 節 緊急輸送活動 .....	18

第10節	住民への的確な情報提供活動	19
第11節	文教対策	20
第12節	市内における核燃料物質等の運搬中の事故に対する対策	20

## 第4章 原子力災害中長期対策 22

第1節	緊急事態宣言解除後の対応	22
第2節	県環境放射線モニタリングへの協力	22
第3節	原子力災害中長期対策実施区域の設定	22
第4節	各種制限措置の解除	22
第5節	放射性物質による環境汚染への対処	23
第6節	被災地域住民等に係る記録の作成	23
第7節	被災者等の生活再建等の支援	23
第8節	風評被害等による影響の軽減	23
第9節	被災中小企業等に対する支援	24
第10節	心身の健康相談体制の整備	24

# 第1章 総則

## 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（原子炉運転、使用済み核燃料貯蔵、核燃料物質等の事業所外運搬）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（事業所外運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、市及び防災関係機関、並びに住民がとるべき措置を総合的かつ計画的に定め、住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

平成23年3月に発生した福島第一原発の事故を受け、県が行った放射性物質の拡散シミュレーションの結果（平成24年9月発表・同11月追補版公表。以下「シミュレーション結果」という。）では、本市は外部被ばく実効線量が年間20 mSv以上となる可能性は示されていない。

しかし、発生した事故の規模、気象条件等によっては、本市へも放射性物質による影響が及ぶ可能性があることから、不測の事態に備えるため、本計画を策定する。

## 第2節 計画の性格

1 この計画は、本市における原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び県の地域防災計画（原子力災害対策計画）に抵触することがないように、緊密に連携を図った上でまとめたものである。

本市及び関係機関は、想定される事態に対応できるよう対策を講じ、不測の事態が発生した場合においても、迅速に対処できるよう体制を整備する。

2 この計画の修正に際しては、国が定める「原子力災害対策指針」（平成24年10月31日策定。以下「指針」という。）を遵守するとともに、岐阜県地域防災計画（原子力災害対策計画）との整合を図るものとする。

## 第3節 計画の周知徹底

この計画は、県、関係行政機関、関係公共機関及びその他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては、住民への周知を図る。

また、各関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成するものとする。

## 第4節 計画の基礎とすべき災害の想定

本市は、最寄りの原子力事業所から最短距離で約80kmに位置しているが、市周辺の原子力事業所において原子力災害が発生した場合、その直接的な影響が及ぶ可能性があることを前提として、必要な対策を進める。

### 1 対象とする原子力事業所

- (1) 原災法施行令第2条の2の規定により、岐阜県が関係周辺都道府県となる下表の原子力事業所

事業者名	日本原子力発電株式会社		
発電所名	敦賀発電所		
所在地	福井県敦賀市明神町		
距離	美濃市役所（岐阜県美濃市1350番地）から約83km		
号機	1号機	2号機	
電気出力	35.7万kW	116.0万kW	
原子炉型式	沸騰水型軽水炉	加圧水型軽水炉	
熱出力	107.0万kW	342.3万kW	
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	
運転開始	S45.3.14 (運転終了 H27.4.27)	S62.2.17	

事業者名	関西電力株式会社		
発電所名	美浜発電所		
所在地	福井県三方郡美浜町丹生		
距離	美濃市役所から約87km		
号機	1号機	2号機	3号機
電気出力	34.0万kW	50.0万kW	82.6万kW
原子炉型式	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉
熱出力	103.1万kW	145.6万kW	244.0万kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S45.11.28 (運転終了 27.4.27)	S47.7.25 (運転終了 H27.4.27)	S51.12.1

事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構		
発電所名	高速増殖原型炉もんじゅ		
所在地	福井県敦賀市白木		
距離	美濃市役所から約86km		
号機	—		
電気出力	28.0万kW		
原子炉型式	高速増殖炉		
熱出力	71.4万kW		
燃料種類	プルトニウム・ウラン混合酸化物、劣化ウラン		
運転開始	廃止決定H28.12.21		

- (2) 岐阜県が原子力事業者との間で取り交わした交換文書「原子力事業所の安全の確保及び異常時の通報並びに平常時の情報交換について」に基づく通報・連絡並びに情報交換体制を確立している原子力事業所

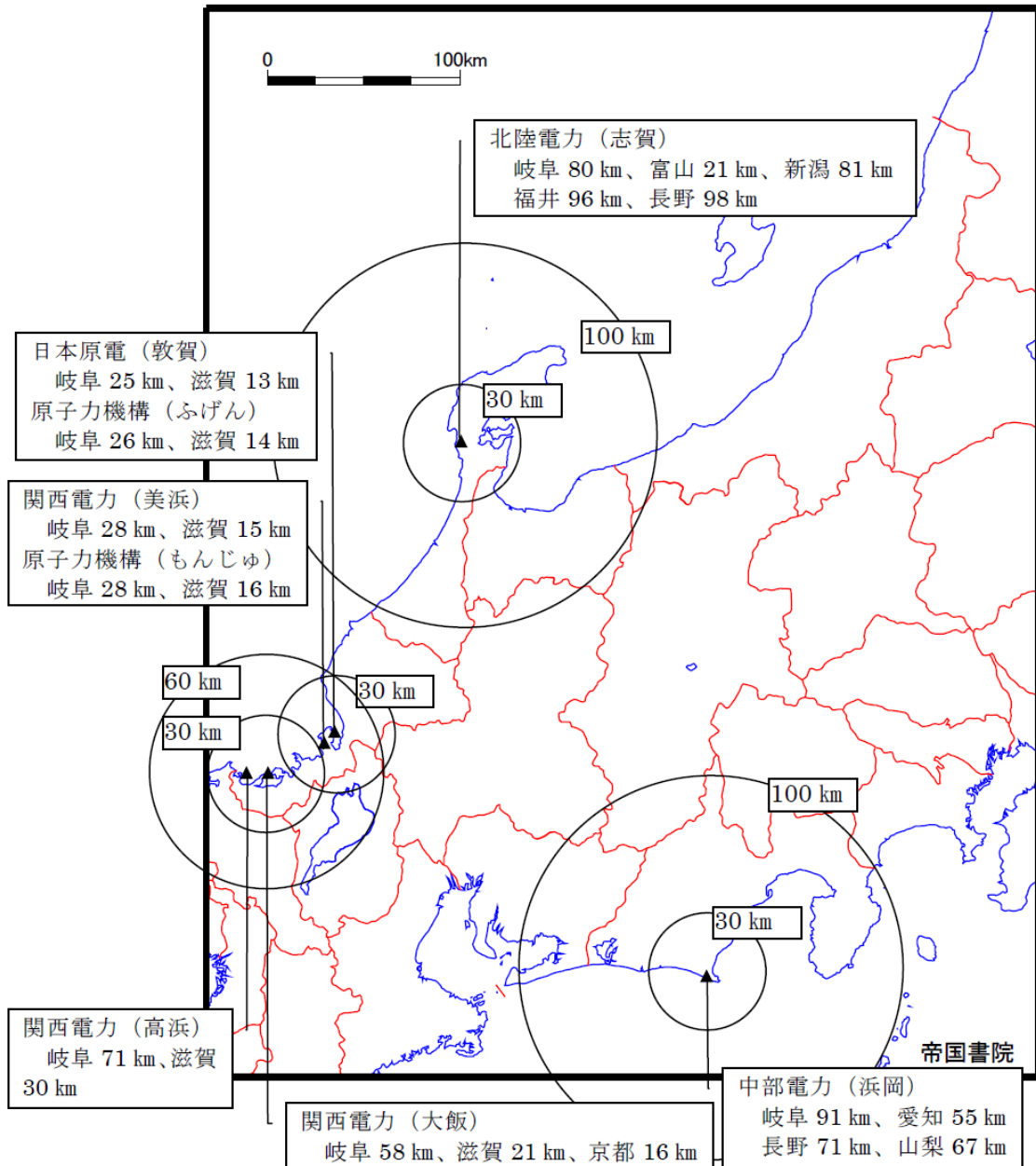
事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構			
発電所名	原子炉廃止措置研究開発センター（通称「ふげん」）			
所在地	福井県敦賀市明神町			
距離	美濃市役所から約84km			
号機	—			
電気出力	16.5万kW			
原子炉型式	新型転換炉			
熱出力	55.7万kW			
燃料種類	二酸化ウラン燃料、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料			
運転開始	S54.3.20（運転終了H15.3.29）			

事業者名	関西電力株式会社			
発電所名	大飯発電所			
所在地	福井県大飯郡おおい町大島			
距離	美濃市役所から約113km			
号機	1号機	2号機	3号機	4号機
電気出力	117.5万kW	117.5万kW	118.0万kW	118.0万kW
原子炉型式	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉
熱出力	342.3万kW	342.3万kW	342.3万kW	342.3万kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S54.3.27	S54.12.5	H3.12.18	H5.2.2

事業者名	関西電力株式会社			
発電所名	高浜発電所			
所在地	福井県大飯郡高浜町田ノ浦			
距離	美濃市役所から約127km			
号機	1号機	2号機	3号機	4号機
電気出力	82.6万kW	82.6万kW	87.0万kW	87.0万kW
原子炉型式	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉
熱出力	244.0万kW	244.0万kW	266.0万kW	266.0万kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S49.11.14	S50.11.14	S60.1.17	S60.6.5

事業者名	北陸電力株式会社	
発電所名	志賀原子力発電所	
所在地	石川県羽咋郡志賀町赤住	
距離	美濃市役所から約169km	
号機	1号機	2号機
電気出力	54万kW	120.6万kW
原子炉型式	沸騰水型軽水炉	改良型沸騰水型軽水炉
熱出力	159.3万kW	392.6万kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	H5.7.30	H18.3.15

事業者名	中部電力株式会社				
発電所名	浜岡原子力発電所				
所在地	静岡県御前崎市佐倉				
距離	美濃市役所から約152km				
号機	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機
電気出力	54万kW	84万kW	110万kW	113.7万kW	138万kW
原子炉型式	沸騰水型軽水炉	沸騰水型軽水炉	沸騰水型軽水炉	沸騰水型軽水炉	改良型沸騰水型軽水炉
熱出力	159.3万kW	243.6万kW	329.3万kW	329.3万kW	392.6万kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S51.3.17 (運転終了 H21.1.30)	S53.11.29 (運転終了 H21.1.30)	S62.8.28	H5.9.3	H17.1.18



## 2 計画の基礎とすべき災害の想定

シミュレーション結果では、最寄りの原子力事業所で事故等が発生した場合に本市が影響を受ける可能性は示されていないが、不測の事態を想定し、岐阜県地域防災計画（原子力災害対策計画）で定める原子力災害対策強化地域に準じた必要な措置を講じる。

また、市内で核燃料物質等の運搬中の事故が発生した場合には、旧原子力安全委員会防災指針付属資料「核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故評価について」では、想定事象に対する評価結果として、「原災法の原子力緊急事態に至る可能性は極めて低く、仮に緊急事態に至った場合においても事故の際に対応すべき範囲は、一般に公衆被ばくの観点から半径15 m程度」とされていることから、これを基本として必要な対策を進める。



## 第2章 原子力災害事前対策

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備、及び原子力災害の事前対策を中心に定める。

感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

### 第1節 情報の収集・連絡体制等の整備

本市は、県、その他防災関係機関との原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次のとおり体制を整備する。

#### 1 情報の収集・連絡体制の整備

##### (1) 市及び関係機関相互の連絡体制

市は、原子力災害に対し万全を期すため、県及びその他防災関係機関との情報収集・連絡体制を確保する。

##### (2) 機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備に努める。

#### 2 情報の分析整理と活用体制の整備

##### (1) 人材の育成・確保

市は、県と連携し、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努める。

##### (2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、県を通じて平常時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。

##### (3) 防災対策上必要とされる資料の整備

市は、応急対策が必要となった時に的確に対応するため、必要に応じて人口、世帯数、地域の地図等の社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の知識向上に資する啓発資料等を整備し、定期的に更新するよう努める。

## 第2節 通信手段の確保

「一般災害対策編 第3章 第4節 交通通信計画」による。

## 第3節 組織体制等の整備

市は、原子力災害時に応急対策活動が必要となった場合に備え、あらかじめ必要な体制を整備しておく。

### 1 原子力災害警戒体制

市は、次の場合に原子力災害警戒体制をとる。

- (1) 県から、対象とする原子力事業所において、警戒事態に該当する事象が発生した旨の連絡があったとき
- (2) 市内において核燃料物質等の事業所外運搬中の事故発生との連絡があったとき
- (3) 市長が必要と認めたとき

### 2 原子力災害警戒本部体制

市は、次の場合に原子力災害警戒本部体制をとる。

- (1) 県から、対象とする原子力事業所において、施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した旨の連絡があったとき
- (2) 市内における核燃料物質等の事業所外運搬中における特定事象（原災法第10条第1項に規定する事象）が発生した旨の連絡があったとき
- (3) 市長が必要と認めたとき

### 3 災害対策本部体制

市は、次の場合に災害対策本部体制をとる。

- (1) 市が原災法第15条第2項に規定される原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき
- (2) 市が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域とならない場合であっても、対象とする原子力事業所において全面緊急事態に該当する事象が発生した旨の連絡があったとき
- (3) 市長が必要と認めたとき

## 第4節 長期化に備えた動員体制の整備

市は、事態が長期化する場合に備え、あらかじめ職員の動員体制を検討しておくものとする。

## 第5節 広域防災体制の整備

市は、県及び防災関係機関と連携して原子力防災体制の充実に努める。

### 1 防災関係機関相互の情報交換

市は、平常時から県、その他防災関係機関と、原子力防災体制に係る相互の情報交換を行い、防災対策の充実に努める。

### 2 広域的な応援協力体制の整備

市は、緊急時における広域的な応援体制の整備を図るため、他の市町村等との相互応援協定の締結等、他の市町村との連携に努める。

### 3 緊急消防援助隊の受入体制の整備

市は、消防相互応援体制を整備するとともに、緊急消防援助隊の派遣要請のための手順や受入体制の整備に努める。

### 4 自衛隊の災害派遣要請等の体制の整備

市は、知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡窓口、連絡の方法を決めておくとともに、受入体制の整備等必要な準備を整えておく。

## 第6節 緊急時モニタリングへの協力体制の整備

市は、県、国、関係機関等が実施する緊急時における環境放射線量等のモニタリング（緊急時モニタリング）が円滑に行われるよう、必要な情報の提供、要員の移送手段の提供等、緊急時に協力できる体制の整備に努める。

## 第7節 屋内退避等の活動体制の整備

市は、全面緊急事態となった場合は、事態の進展に応じ屋内退避を行うこと、及び放射性物質の放出後は、避難の判断基準（OIL）に基づく避難を行うことを基本とした県が策定する「原子力災害に係る岐阜県・市町村広域避難方針」（以下「広域避難方針」という。）等を踏まえた屋内退避等を行えるよう、体制の整備等に努める。

### 1 屋内退避方法等の周知

市は、原子力災害時の屋内退避等の方法や留意事項等について、日ごろから住民等への周知徹底に努める。

### 2 物資の備蓄・調達

市は、県及び民間事業者と連携し、必要とされる食料その他の物資の確保に努める。

## 第8節 原子力災害医療活動に係る体制整備

市は、必要に応じ、県が実施する避難退域時検査や安定ヨウ素剤の配布・服用指示、避難者の健康管理等の原子力災害医療活動に協力するための体制の整備に努める。

## 第9節 飲食物の摂取制限等に関する体制の整備

市は、県及び国による飲食物の摂取制限指示が出された場合に備え、住民への指示伝達、周知方法、及び対応体制等をあらかじめ定めておくとともに、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておく。

## 第10節 防災業務関係者の安全確保に必要な資機材等の整備

市は、県及び関係機関と協力し、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための資機材の整備に努める。

## 第11節 住民への情報提供体制の整備

原子力災害が発生した場合、住民に対し災害情報等を迅速かつ的確に提供するため、市は、住民に提供すべき情報項目の整理や、多様なメディアの活用等情報提供体制の整備に努める。

### 1 情報項目の整理

市は、県及び防災関係機関等と連携し、情報収集事態（福井県敦賀市又は美浜町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態（福井県において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。この場合は警戒事態に該当）をいう。以下同じ。）又は警戒事態発生後の経過に応じて住民に提供すべき情報の項目について整理しておくものとする。

なお、原子力災害においては、専門的な用語を用いた情報が多くあることから、分かりやすく正確な表現を用いることを念頭に置き、情報項目の整理を行う。

### 2 情報提供体制の整備

市は県と連携し、住民及び報道関係機関に対し的確な情報を継続的に提供できるよう、その体制の整備に努める。

情報提供体制の整備に当たっては、原子力災害の特殊性を踏まえ、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児・妊産婦等の要配慮者及び一時滞在者等に対し、災害情報が迅速かつ的確に提供されるよう、自主防災組織、民生委員・児童委員等との協力・連携に努める。

### 3 相談窓口の設置等

市は、住民からの問い合わせに対応する相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めておく。

### 4 多様なメディアの活用体制の整備

市は、報道機関の協力のもと、ソーシャルメディア等のインターネット、CATV等多様なメディアの活用体制の整備に努める。

## 第12節 原子力防災に関する住民に対する知識の普及

住民に対する原子力防災に係る知識の普及啓発を図るため、市は、県及び防災関係機関等と連携し、継続的な広報活動等を実施する。

## 第13節 防災訓練の実施

市は、県及び防災関係機関等と連携し、定期的に訓練を実施し、防災業務関係者の技術の習熟及び連携等を図るよう努める。

## 第14節 防災業務関係者の人材育成

市は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、県等が実施する原子力防災に関する研修に、防災業務関係者を積極的に参加させるなどして、人材育成に努める。

## 第15節 市内における核燃料物質等の運搬中の事故に対する防災体制整備

市内における核燃料物質等の運搬中の事故による原子力災害の発生及び拡大の防止のため、核燃料物質等の運搬を予定する原子力事業者及び運搬を委託された者（以下「輸送に係る事業者等」という。）、市及び県、警察、消防機関等は、事故発生場所があらかじめ特定されないこと等運搬中事故の特殊性を踏まえつつ、事故時の措置を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図る。

### 1 輸送に係る事業者等

輸送に係る事業者等は、以下に掲げる事故時の措置が迅速かつ的確にとれるよう、応急措置の内容、対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際には、これらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行するものとする。また、事故時の措置を迅速かつ的確に実施するために、必要な要員を適切に配置するものとする。

#### 【事故等の措置】

- ①市、国、県、警察、消防機関等への迅速な通報
- ②消火、延焼防止の措置
- ③核燃料輸送物の安全な場所への移動、関係者以外の者の立ち入りを禁止する措置
- ④モニタリングの実施
- ⑤運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- ⑥核燃料物質等による汚染・漏えいの拡大防止及び除去
- ⑦放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- ⑧その他核燃料物質等による災害を防止するために必要な措置 等

### 2 市及び県

市及び県は、事故の状況把握及び関係機関への連絡体制を整備するとともに、国の指示又は県独自の判断に基づき、事故現場周辺の住民の避難等、一般公衆の安全を確保するための必要な措置を実施するための体制を整備する。

### 3 警察

警察は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて警察職員の安全確保を図りつつ、輸送に係る事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するための体制を整備する。

### 4 消防機関

消防機関は、事故の通報を受けた場合は直ちにその旨を県に報告し、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りつつ、輸送に係る事業者等と協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。

## 第3章 緊急事態応急対策

本章は、県から情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した旨の連絡があった場合、及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものである。

これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に準じて対応する。

### 第1節 通報連絡、情報収集活動

市は、県から情報収集事態、警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に関する通報・連絡があった場合、速やかに災害等の状況把握のため、情報収集伝達を行う。

#### 1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡

市は、県から、情報収集事態、警戒事態、施設敷地緊急事態に関する連絡があった場合、県から連絡を受けた事項について、関係する地方指定公共機関及び防災業務関係者等へ連絡する。

#### 2 応急対策活動情報の連絡

##### (1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

市は、県等から通報、連絡を受けた事項及び自ら行う応急対策活動の状況等について、県及び防災関係機関等と密接に連携を取るものとする。

##### (2) 全面緊急事態における連絡等（緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡及び調整等）

市は、県等から通報、連絡を受けた事項及び自ら行う応急対策活動の状況等について、県及び防災関係機関等と密接に連携を取るとともに、講ずべき措置について、県等と調整を行うものとする。

### 第2節 活動体制の確立

市は、原子力災害に対応するため、災害対策本部等を設置し、活動体制を確立する。

#### 1 市の活動体制

##### (1) 情報収集事態発生時の情報収集体制の強化

市は、県から情報収集事態が発生した旨の連絡があった場合は、必要に応じて職員を参集させ、情報収集、集約、伝達及び関係課、関係機関等との連絡調整を行うとともに、事態の推移に応じて原子力災害警戒体制に移行できるようにする。

##### (2) 原子力災害警戒体制

市は、次の設置基準に該当する場合には、情報収集及び関係機関との連絡調整を行うとも

に、事態の推移に応じて、原子力災害警戒本部体制に移行できる体制をとる。

ア 設置基準

- a 県から、対象とする原子力事業所で警戒事態に該当する事象(該当する自然災害を含む)が発生した旨の連絡があったとき
- b 市内において核燃料物質等の事業所外運搬中の事故発生の通報があったとき
- c 市長が必要と認めたとき

イ 動員体制

総務課

ウ 原子力災害警戒体制の廃止

原子力災害警戒体制の廃止は、以下の基準による。

- a 発電所の状況等から判断し、施設敷地緊急事態に至るおそれなくなり、国や原子力発電所所在県においても原子力災害警戒体制を解除することとなったとき
- b 原子力災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき

(3) 原子力災害警戒本部体制

市は、次の設置基準に該当する場合には、市長を本部長とする原子力災害警戒本部を設置する。

ア 設置基準

- a 県から、対象とする原子力事業所で施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した旨の連絡があったとき
- b 市内において、核燃料物質等の事業所外運搬における特定事象(原災法第10条第1項に規定する事象)が発生した旨の連絡があったとき
- c 市長が必要と認めたとき

イ 動員体制

総務課

ウ 原子力災害警戒本部の廃止

原子力災害警戒本部の廃止は、以下の基準による。

- a 原子力災害警戒本部長が、原子力施設の事故が終結し、事故対策が完了した、又は対策の必要がなくなると認めるとき
- b 災害対策本部が設置されたとき

(4) 災害対策本部体制

市は、次の設置基準に該当する場合には、市長を本部長とする災害対策本部を設置する。

ア 設置基準

- a 市が原災法第15条第2項に規定される原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき
- b 市が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域とならない場合であっても、対象とする原子力事業所において全面緊急事態に該当する事象が発生した旨の連絡があっ



たとき

c 市長が必要と認めたとき

イ 動員体制

総務課

ウ 災害対策本部の廃止

災害対策本部の廃止は、以下の基準による。

a 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき

b 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、事故対策が完了した、又は対策の必要がなくなったと認めるとき

2 応援要請及び職員の派遣要請等

(1) 緊急消防援助隊の派遣要請

市は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動要請依頼を行う。

(2) 他の自治体の応援要請

市は、必要に応じ、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」等により、県及び他の市町村に応援を要請する。

3 自衛隊の派遣要請等

市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を依頼する。

### 第3節 防災業務関係者の安全確保

市は、原子力緊急事態となった場合は、防災業務関係者の安全確保を図るため、県災害対策本部や現場指揮者等との連携を密にし、適切に対応するよう努める。

### 第4節 緊急時モニタリング活動

市は、県、国、関係機関等が実施する緊急時モニタリングが円滑に行われるよう、必要な情報の提供、要員の移送手段の提供等に協力する。

### 第5節 屋内退避、避難等の防護活動

市は、県と連携し、緊急時モニタリング結果、指針の指標（計測可能な判断基準：OIL）、及び原子力施設の状況等を踏まえた国の判断、指示に基づき、屋内退避、避難等の防護活動を行うことを基本とする。

また、住民避難の支援が必要な場合は、県に支援を要請する。

1 屋内退避・避難の対応方針

(1) 初動時における予防的対応（屋内退避）

ア 施設敷地緊急事態発生時

県は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、市に対し、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うこととされている。

市は、県から屋内退避の注意喚起の要請があった場合には、住民に対し、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。

イ 全面緊急事態発生時

市は、住民に対し、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を継続する。

ウ 原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合

原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合は、国がU P Z外に拡張される屋内退避エリアの範囲を予防的に同心円を基礎として判断し、その判断を踏まえ国の原子力災害対策本部又は地方公共団体が緊急時における実効性を考慮して行政区域単位で屋内退避を実施するよう住民等に指示するとされており、県は、国から当該指示を受けた場合、該当市町村に対して、屋内退避を指示するとされている。

市は、県から屋内退避の指示があった場合には、住民に対し、屋内退避を指示する。

(2) 避難等に係る判断、指示

市は、県から国の避難等の指示案の伝達があった場合は、当該指示案に対する意見の調整を県と行う。その後、県を通じて国の指示があった場合は、住民に対し避難等を指示する。

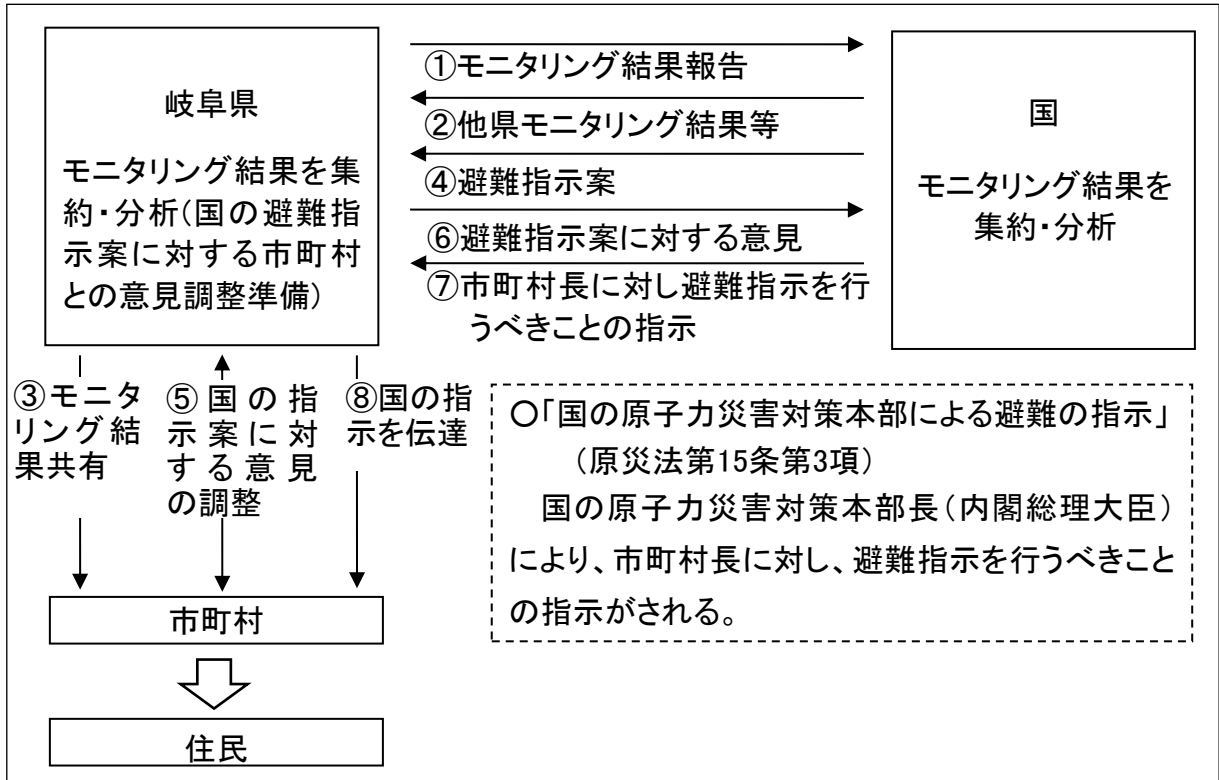
このように、国の判断に基づき対応することを基本とするが、県内におけるモニタリング結果等により、県災害対策本部が特に速やかな避難等の対応が必要と認めた場合は、県の意見を踏まえ、避難等を指示する。

【指針の指標】

	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施	1日内を目途に区域を特定し、1週間程度内に避難（一時移転）を実施
計測可能な判断基準（O I L） （モニタリング実測値で判断）	毎時500 $\mu$ Sv （マイクロシーベルト）	毎時20 $\mu$ Sv （マイクロシーベルト）

※ 地上1mで計測した場合の空間放射線量率

【国の原子力災害対策本部による避難の判断の流れ】



(3) 避難の実施

ア 避難先の決定

市及び県は、広域避難方針等に基づき、連携して受入市町村の候補を選定し、当該受入市町村と調整を図ったうえで避難先を決定する。

県外への避難が必要となった場合には、広域避難方針等に基づき対応するとともに、中部9県1市相互応援協定、県外都市との災害時相互応援協定等を活用する他、国・県等に対し支援を要請し、避難先を決定する。

イ 避難手段の確保

避難は自家用車による避難を原則とし、これによらない場合は、市及び県が準備する車両又は公共輸送機関による避難を行うものとする。

ウ 避難に資する情報の提供と避難誘導

市は県と協力し、住民に対し避難先・避難経由所、避難経路等を周知のうえ、避難誘導を実施する。

県は、避難退域時検査場所等の所在、災害の概要その他避難に資する情報の提供を行う。

エ 避難の実施における関係機関の連携

市及び県は、避難の実施にあたり、関係機関と連携するとともに、関係機関は、支援・協力を努める。

(4) 避難者への対応

ア 避難者の生活環境への対応

市は、県及び国と連携し、避難者の健全な住生活の早期確保のために、可能な限り早い段階から、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅、並びに旅館やホテル等のあっせん及び活用等、二次避難先の確保に向けた検討を開始し、可能な限り早期に移転できるよう努める。

イ 避難者への心身のケア

市は、県と連携し、被災者の健康状態を十分に把握し、心のケアを含めた対策を行う。

ウ 安定ヨウ素剤の服用に係る説明及び準備

市は、県と連携し、必要がある場合は、指針等を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用の効果、服用対象者、禁止事項等についての避難者への説明、安定ヨウ素剤の配布準備等に協力する。

## 第6節 要配慮者等への配慮

市は県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関して、要配慮者等が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握等に努める。また、二次避難先への移転に当たっては、要配慮者等に優先的に配慮する。

## 第7節 原子力災害医療活動

市は、安定ヨウ素剤の配布・服用指示、避難退域時検査等、県が行う原子力災害医療活動に協力する。

1 安定ヨウ素剤の配布・服用指示等

市は、国の指示に基づき、県から安定ヨウ素剤の配布及び服用を指示された場合は、市内のコンクリート造りの公共施設等において、医療従事者の立会いのもと、住民に対し安定ヨウ素剤の配布・服用を指示する。

なお、安定ヨウ素剤の予防服用の対象年齢、事前配布の要否、医療従事者立会いの考え方等については、「安定ヨウ素剤配布・服用に当たって」（原子力規制庁 平成25年7月19日作成。）によるものとする。

2 住民に対する避難退域時検査

市は、救護所において県が実施する避難退域時検査が円滑に行われるよう協力する。

## 第8節 飲物の摂取制限、出荷制限等

市は、国及び県から飲食物の摂取制限及び出荷制限等の指示等がなされた場合は、以下の通り対応するものとする。

### 1 飲料水、飲食物の摂取制限

市は、指針の指標（OIL）や食品衛生法上の基準等を踏まえた国及び県の指導・助言に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を講じる。

### 2 農林水産物等の採取及び出荷制限

市は、県から、国の指針、指導及び助言等を踏まえた農林畜水産物等の採取及び出荷制限措置があった場合は、これに協力するものとする。

また、市は実施する措置について、県とともにその内容について、生産者、地域住民等への周知徹底及び注意喚起に努める。

### 3 飲食物、生活必需品等の供給、分配及び調達

市は、飲食物の摂取制限等の措置を指示したときは、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。

市は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、県等に対し物資の調達を要請する。

## 第9節 緊急輸送活動

原子力災害が発生した場合に、避難者、専門家、モニタリング要員、原子力災害医療活動要員の搬送、飲食物の搬送等を円滑に実施するため、市、国、県、警察、消防機関及びその他防災関係機関は、緊急輸送並びにその支援活動を行う。

### 1 緊急輸送活動

緊急輸送の対象は、以下のものとする。

- (1) 避難者及び避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材
- (2) モニタリング、避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布・服用指示に必要な人員及び資機材
- (3) 緊急事態応急対策要員（オフサイトセンターへの派遣要員、国及び県の専門家、国、他県、その他防災関係機関からの応援要員）及び必要な資機材
- (4) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- (5) その他緊急に輸送を必要とするもの

### 2 緊急輸送の順位

緊急輸送の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、次の順位を原則として実施

する。

- (1) 負傷者、疾病者の輸送等、人命救助・救急活動に必要な輸送
- (2) 避難者、災害状況の把握、進展予測のための専門家・資機材
- (3) 緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材
- (4) 住民の生活を確保するために必要な物資
- (5) その他緊急事態応急対策のために必要となるもの

### 3 緊急輸送体制の確立

市は、県並びに関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送活動を実施する。

## 第10節 住民への的確な情報提供活動

市、国及び県は、原子力災害に関する情報を多様な手段により迅速かつ的確に、分かりやすく提供するとともに、市は住民の問い合わせに対応するため、相談窓口を設置する。

### 1 住民への情報提供活動

#### (1) 住民への広報

##### ア 情報提供手段

市は、住民への情報提供を図るため、あらゆる手段を用いて情報提供活動を実施する。

##### イ 情報提供事項

市は、以下の事項について情報提供活動を実施する。

- a 事故・災害等の概況（県や国等が実施するモニタリング結果を含む）
- b 緊急事態応急対策の実施状況（飲食物摂取制限等）
- c テレビ、ラジオの報道、防災行政無線等に注意するよう呼びかけ
- d 避難者を受け入れる場合、避難者の受入を行う旨及び車両の運転を控える等、避難を円滑に行うための協力呼びかけ
- e 不安解消のための住民に対する呼びかけ等

#### (2) 実施方法

住民への情報提供に当たっては、以下のことに配慮する。

- ア 情報提供に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめ例文を準備し、専門用語やあいまい表現は避け、分かりやすく誤解を招かない表現を用いる。
- イ 住民が利用可能な媒体を活用し、繰り返し広報するなど、情報の空白時間が生じないように定期的な情報提供に努める。
- ウ 速やかな情報提供に努めるとともに、情報提供に当たっては、得られている情報と得られていない情報を明確に区別して説明するよう努める。

#### (3) 広報内容及び要配慮者等への配慮

市及び県は、住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（事故の状況、緊急時モニタリング結果等）、避難情報、緊急時における留意事項、安否情報、医療機関などの情報、市、国、県等が講じている対策に関する情報、交通規制など、住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。

その際、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等を活用し、要配慮者等に配慮した情報提供を行う。

## 2 住民からの問い合わせに対する対応

市、国、県及び原子力事業者は、速やかに住民からの問い合わせに対応するため相談窓口の設置、人員の配置等体制の整備に努める。

# 第11節 文教対策

学校等は、原子力災害時における生徒等の安全を確保するため、必要な対策を講じる。

## 1 臨時休校等の措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、児童生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休校等の措置を行う。

## 2 登下校での措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、災害の状況に応じて、通学経路の変更、集団登下校等の措置を行う。

# 第12節 市内における核燃料物質等の運搬中の事故に対する対策

## 1 輸送に係る事業者等

(1) 輸送に係る事業者等は、核燃料物質等の運搬中の事故が発生した場合は、速やかに県に通報し、県は、その内容を市及び関係機関に通知する。

また、当該事故に伴い特定事象に該当するに至った場合には、輸送に係る事業者等の防災管理者は、特定事象発見後又は発見の通報を受けた後、直ちにその旨を国、県、事故発生場所を管轄する市町村、警察、消防機関など関係機関に文書により通報し、主要な機関に対してはその着信を確認する。

(2) 輸送に係る事業者等は、直ちに、携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図るものとし、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ、他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行う。

## 2 市及び県

市及び県は、相互に協力して事故の状況把握に努めるとともに、国の主体的な指導のもと、関係機関と連携して、事故現場周辺の住民の避難の指示等必要な措置を講じる。

## 3 警察

事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、輸送に係る事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

## 4 消防機関

事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、その状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、輸送に係る事業者等と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施する。



## 第4章 原子力災害中長期対策

本章では、原災法第15条第4項の規定に基づき、原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を定めている。

なお、これ以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

### 第1節 緊急事態宣言解除後の対応

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、県と連携し、必要に応じて事後対策や被災者の生活支援等を行う。

### 第2節 県環境放射線モニタリングへの協力

県は、原子力緊急事態解除宣言後、復旧へ向けた避難区域の見直し等を行うため、国、隣接県、原子力事業者等と協力して環境モニタリングを行い、結果を公表する。

市は、これらの活動が円滑に進むよう、必要な情報の提供、要員の移送手段の提供等の協力を行う。

### 第3節 原子力災害中長期対策実施区域の設定

市は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害中長期対策を実施すべき区域を設定する。

### 第4節 各種制限措置の解除

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家の判断や国の指針、指導に基づき、応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等、各種制限措置の解除を行う。

また、解除の実施状況を確認するとともに、解除について住民へ周知を行う。

## 第5節 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関が行う放射性物質による環境汚染への対処に基づき必要な措置を行う。

## 第6節 被災地域住民等に係る記録の作成

市は、避難及び屋内退避の措置をとった住民が災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等を、あらかじめ市で定めた様式で記録するものとする。

市は、国及び県と連携し、農林水産業、商工業等の受けた影響について調査するとともに、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

## 第7節 被災者等の生活再建等の支援

市は、国及び県と連携し、被災者の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたるきめ細かな支援に努める。

市は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、可能な限りワンストップで対応できる総合相談窓口を設置する。

また、市外に避難した被災者に対しても、市及び避難先の市町村等が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

## 第8節 風評被害等による影響の軽減

市は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が国内外で確保されるよう、各種媒体を用いた広報活動を行う。

## 第9節 被災中小企業等に対する支援

市は、国及び県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行う。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

## 第10節 心身の健康相談体制の整備

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や指針に基づき、国及び県とともに、被災者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する。